【物品・役務の品目分類】

種別	品	目	具	体	例
	① 事務用品・書籍		筆記具、事務 ーカートリッ	用具、用紙、封筒、ゴムF ジ など	印、書籍、トナ
物	② 食料品・飲料品		パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など		
	③ 小物雑貨		工品・金工品	り品・装身具、食器類、約 ・刺繍品・陶磁器・ガラス 経器、各種記念品、清掃用 など	ス製品、おもち
品	④ その他の物品			、椅子、キャビネット、ロ ンター、車いす、杖、点号 以外の物品	
役	① 印刷		ポスター、チ刺、封筒など	ラシ、リーフレット、報行 で印刷	告書・冊子、名
	② クリーニング		クリーニング	、リネンサプライ など	
	③ 清掃·施設管理		清掃、除草作 管理 など	業、施設管理、駐車場管理	里、自動販売機
	④ 情報処理・テープ	プ起こし	ホームページ 計、テープ起	作成、プログラミング、デ にしなど	データ入力・集
務	⑤ 飲食店等の運営		売店、レスト	ラン、喫茶店 など	
	⑥ その他のサービ	ス・役務	物折り、おし	、袋詰・包装・梱包、洗料 ぼり類折り、筆耕、文書の 原回収・分別 など	

【調達先の分類】

■ P/P					
а	就労継続支援 A 型・B 型 事業所 就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。			
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。			
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う ものに限る。)。			
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的 活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う 事業所。			
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。			
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所 にあっせん・仲介する業務を行う。			
	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数 や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の 認定を受けた会社。			
С	重度障害者多数雇用事業 所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れる か継続して雇用している事業主。			
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自 ら行う障害者。			
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				